

定 款

(令和3年6月29日改正)

株式会社ワークマン

株式会社ワークマン定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ワークマンと称し、英文では、WORKMAN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品、清涼飲料水、衣料品、寝具類、装身具、かばん、袋物類、はき物、雨具類、日用雑貨品、家庭用電気製品、レコード・テープ、紙類、文房具類、事務用機械器具、煙草、喫煙具、スコップ・ロープ・ハンマー等作業工具類、スポーツ用品、釣り・キャンプ・登山用品の販売、卸売、輸出入、賃貸
2. 時計、眼鏡の販売ならびに修理
3. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車およびこれらの部品・付属品の販売業ならびに整備業
4. 郵便切手、葉書、収入印紙、宝くじ、入場券、乗車船券、テレホンカードの販売
5. 前各号物品のフランチャイズチェーンシステムによる販売事業およびフランチャイズ加盟店の募集ならびに加盟店に対する経営の診断、援助指導
6. フランチャイズチェーンシステムに関する研究、研修、広告宣伝ならびに印刷物の発行
7. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
8. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定
9. 建築資材、店舗・事務所用設備機器、什器、備品の販売および賃貸
10. 倉庫業、荷造梱包業
11. 貨物自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、自動車運送取扱事業および旅行業法にもとづく旅行業
12. 土木建築工事、管工事、建物の内装工事・外装工事、造園工事の請負、設計、監理、施工および建物の維持管理業務
13. 冷暖房設備、空気調整設備、電気設備、給排水衛生設備、防犯・防災設備、昇降機設備、シャッター等施設工事の請負、設計、監理、施工および保守管理業務
14. ガソリンスタンドおよび駐車場の経営
15. 前各号に関連する企業に対する投資および経営指導
16. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を群馬県伊勢崎市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、192,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときにそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、社長がこれを招集し議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

（員 数）

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）

第18条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任 期）

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会

後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（役付取締役）

第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから会長および社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（代表取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがあるときのほか、社長が招集し議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（招集通知）

第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第24条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（重要な業務執行の決定の委任）

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがあるときのほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（招集通知）

第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

（監査等委員会規程）

第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めがあるときのほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。